

## 市場区分の変更申請者に係る各種説明資料の記載項目について

グロース市場への市場区分の変更申請者(以下「申請会社」といいます。)にご提出いただく、有価証券上場規程施行規則第308条第2項3号cにおいて準用する第231条第1項第4号に規定する提出書類(「各種説明資料」と称します。)は、「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」を参考にしてご作成ください(「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」における「(新規)上場申請」は、「市場区分の変更申請」と読み替えてください。)。なお、2.(10)(11)(12)(17)(21)を除き、すべての項目について引受審査等において作成した資料、パンフレット及び社内説明用資料等、既に作成されている書類の写しによって代替することができます。各種説明資料及び添付書類の提出については、原則として、電磁的記録によりご提出ください。

記載に当たっては、申請会社の諸規程等に定めている旨記載する場合は、当該諸規程等の名称、規定箇所等を明示してください。また、本記載項目に基づき記載する事項のうち、結果的に重複して記載することとなる部分がある場合には、その旨記すことにより、重複して記載することを省略することができます。

### 1. 事業の内容について

(「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」に同じ。)

### 2. 経営管理体制等について

(1)～(2)

(「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」に同じ。)

(3) 適時開示体制について

(「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」と同じ内容に加えて、以下の点をご説明ください。)

#### ・最近5年間及び申請事業年度における有価証券報告書等の訂正の状況及び再発防止策

有価証券報告書等(有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、四半期報告書並びに目論見書をいいます)を作成し、最近5年間及び申請事業年度において訂正(訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書の提出)を行ったことがある場合には、その具体的な内容(訂正日、対象となる有価証券報告書等、訂正内容、訂正発見の経緯、訂正に関連して行われた処分の内容(課徴金納付命令勧告等))を記載してください。また、当該訂正の発生原因分析、それを踏まえた再発防止策の内容、現状での整備運用状況も併せて記載してください。

#### 【提出後の更新】

提出日以降に変更が生じた場合、更新資料を提出してください。

#### ・最近5年間及び申請事業年度において金融商品取引所より受けた実効性確保措置及び当該措置の適用時に策定した改善計画等の履行状況について

既上場会社においては、最近5年間及び申請事業年度において金融商品取引所より受けた実効性確保措置(特設注意市場銘柄の指定、改善報告書の徴求)の内容(当該措置を受けた時期及び理由を含みます。)について記載してください。

また、金融商品取引所より実効性確保措置を受けている場合には、当該措置の適用時に策定した改善計画等の履行状況を記載してください。

#### 【提出後の更新】

提出日以降に変更が生じた場合、更新資料を提出してください。

(4)～(21)

(「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」に同じとしますが、2.(6)のうち「役員に対する取引所の情報提供窓口の周知状況」は、「各種説明資料」では、記載を省略できます。)

### 3. 過年度の業績及び今後の事業計画について

（「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」に同じ。）

### 4. その他

(1) 主幹事取引参加者及び公認会計士・監査法人との契約について

（「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」に同じとしますが、「各種説明資料」では、記載を省略できます。）

(2) 添付書類について

a 最近1年間及び申請事業年度の取締役会議事録の写し

b ~ n （「新規上場申請者に係る各種説明資料の記載項目について」に同じ。）

o 最近1年間に終了する事業年度の内部統制報告書の写し

以 上

最終更新日	2026年3月25日
適用対象	2026年4月以降に市場区分の変更申請を行う会社から適用